公　告

諸　事　項

工場財団

北上市相去町笹長根35番地**北上ハイテクペーパー株式会社**の工場財団に北上市相去町笹長根35番地３北上ハイテクペーパー株式会社北上工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年 10 月 30 日

盛岡地方法務局花巻支局

国営横手西部土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営横手西部土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 24 年 10 月 30 日

農林水産大臣　郡司　　彰

1　縦覧に供すべき書類の名称
　国営横手西部土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し
2　縦覧期間
　平成24年10月31日から平成24年11月28日まで
3　縦覧場所
　秋田県横手市及び大仙市各事務所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 30 日

中部地方整備局長　梅山　和成

1　処分をした年月日　平成24年10月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社マルナカ建設工業　可知　圭二　愛知県瀬戸市山の田町86　国土交通大臣許可（般―19）第16025号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、電気工事業、鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年９月13日付けで建設業法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 30 日

中部地方整備局長　梅山　和成

1　処分をした年月日　平成24年10月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　サンベース株式会社　海津　宗之　静岡県静岡市葵区黒金町11―７　国土交通大臣許可（般―19）第17478号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年９月27日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 30 日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　処分をした年月日　平成24年10月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　山陽工業株式会社　原田　義正　岡山県倉敷市中島1570―10　国土交通大臣許可（般―19）第19769号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業、板金工事業、塗装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年９月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 30 日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　処分をした年月日　平成24年10月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社中国日立　前田　仁芳　広島県安芸郡府中町茂陰１―２―10　国土交通大臣許可（般・特―20）第22957号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（水道施設工事業に関する一般建設業の許可、電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年９月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建築基準適合判定資格者に対する処分の公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の62第２項第３号の規定による処分をしたので、建築基準法第77条62第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 30 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成24年10月11日
2　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　髙山　　博　第4176号
3　処分の内容　平成24年10月30日から平成24年11月29日まで１月、確認検査業務の禁止を命ずる。
4　処分の原因となった事実　東京都内の自転車駐車場（１物件）の確認申請書の審査を行った確認検査員として、当該建築計画が建築基準法第48条第４項の規定に適合していない（第二種中高層住居専用地域内に３階以上の部分を自転車駐車場の用途に供する建築物を建築する設計）ことを見過ごし、確認済証を交付させた。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の62第２項第３号の規定による処分をしたので、建築基準法第77条62第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 30 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成24年10月11日
2　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　長屋　昭宏　第4491号
3　処分の内容　平成24年10月30日から平成24年12月29日まで２月、確認検査業務の禁止を命ずる。
4　処分の原因となった事実　神奈川県内の共同住宅（１物件）の確認申請書の審査を行った確認検査員として、当該建築計画の構造設計が建築基準法第20条の規定に適合していない（耐力壁の構造計算で全体崩壊形に達する場合のせん断力の1.5倍の耐力確保がされていないなど許容応力度等計算の条件を満たさない設計）ことを見過ごし、確認済証を交付させた。

建築基準適合判定資格者に対する処分の公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の62第２項第３号の規定による処分をしたので、建築基準法第77条の62第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 30 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成24年10月11日
2　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　西出　隆司　第6000184号
3　処分の内容　確認検査の業務の禁止２月